

議第六十二号

岐阜県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

岐阜県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和五年六月二十日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県警察関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一七の表二十九の項第十五号中「第百八条の二第一項第十五号」の下に「又は第十六号」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 説 明

道路交通法の一部改正に伴い、特定小型原動機付自転車運転者講習に係る自動車運転等講習手数料を新たに徴収するため、この条例を定めようとする。